

新 旧 対 照 表

(新)		(旧)	
高知県緑化促進事業費補助金交付要綱		高知県緑化促進事業費補助金交付要綱	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
事業区分	環境緑化事業	事業区分	環境緑化事業
事業実施主体	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの	事業実施主体	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの
補助対象経費	郷土樹種(注1)を活用した、モデル的(注2)な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。)) なお、補助事業者が雇用する職員に係る人件費及び事務処理に要する経費並びに補助事業者が消費税の一般課税事業者の場合の補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。 【注意事項】 入札の実施や複数業者から見積書を徴することによる適正価格での実施とすること。ただし、特許性等があることにより、2者以上から見積りを徴することができない場合は、その理由を明らかにした書面を実績報告書に添付することで1者による見積りによることを認める。 なお、入札に付す場合は、地方自治体が行う契約手続きの取り扱いに準じること。	補助対象経費	郷土樹種(注1)を活用した、モデル的(注2)な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。)) なお、補助事業者が雇用する職員に係る人件費及び事務処理に要する経費並びに補助事業者が消費税の一般課税事業者の場合の補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。 【注意事項】 入札の実施や複数業者から見積書を徴することによる適正価格での実施とすること。ただし、特許性等があることにより、2者以上から見積りを徴することができない場合は、その理由を明らかにした書面を実績報告書に添付することで1者による見積りによることを認める。 なお、入札に付す場合は、地方自治体が行う契約手続きの取り扱いに準じること。
補助対象施設	教育・保育施設(注3)又は市町村等の整備する施設若しくは木材を利用したPR効果の高い公共的施設(注4)	補助対象施設	教育・保育施設(注3)、市町村等の整備する施設又は木材を利用したPR効果の高い公共的施設(注4)
補助率及び補助額	教育・保育施設(注3)、市町村等の整備する施設:10分の10以内 上限600万円/事業 木材を利用したPR効果の高い公共的施設:2分の1以内(ただし大企業(注5)に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業	補助率及び補助額	市町村等、教育・保育施設(注3):10分の10以内 上限600万円/事業 その他:2分の1以内(ただし大企業(注5)に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業
採択要件	ア 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は当該管理主体及び関係者等の書面による同意があること。 イ 郷土樹種の植栽による緑化に係る経費が1/2以上の事業であること。 ウ 1事業の補助金額が40万円以上であること。ただし、近接する場合は、複数箇所であっても1事業とみなす。 エ 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。 オ 任意団体の場合は構成員が5人以上であること。 カ 県ホームページ等による実施事業の公表に異議がないこと。 キ 設計・測量・調査委託を行う場合は、必ず関連する緑化の事業を行うこととし、緑化の事業は交付申請を行った年度内に竣工することを原則とすること。	採択要件	ア 補助事業者とは別に事業地を管理している管理主体がある場合は当該管理主体及び関係者等の書面による同意があること。 イ 郷土樹種の植栽による緑化に係る経費が1/2以上の事業であること。 ウ 1事業の補助金額が40万円以上であること。ただし、近接する場合は、複数箇所であっても1事業とみなす。 エ 運営が適正に行われ、経理や運営内容を報告できる団体であること。 オ 任意団体の場合は構成員が5人以上であること。 カ 県ホームページ等による実施事業の公表に異議がないこと。 キ 設計・測量・調査委託を行う場合は、必ず関連する緑化の事業を行うこととし、緑化の事業は交付申請を行った年度内に竣工することを原則とすること。
(注) 1 (略) 2 「モデル的」とは、教育・保育施設(注3)、観光施設や交通の拠点となる空港、駅、港等の公共的施設であって、緑化を行う場所自体が高いモデル性や展示効果を持ち、今後の取組の好例となりうるものに対する緑化であること。 3～5 (略)		(注) 1 (略) 2 「モデル的」とは、教育・保育施設、観光施設や交通の拠点となる空港、駅、港等の公共的施設であって、緑化を行う場所自体が高いモデル性や展示効果を持ち、今後の取組の好例となりうるものに対する緑化であること。 3～5 (略)	